

# ハローワーク福井管内の 労働市場情報

- 雇用失業情勢（R 8 . 4月）
- 職種別求人・求職状況（R 8 . 4月）
- 中途採用時賃金情報  
（R 8 . 1月～R 8 . 3月）
- 職種別求人・求職賃金情報（R 8 . 4月）
- 福井県内の最低賃金（R 7 . 10月改定）
- 新規学卒者賃金情報（R 8 . 3卒）速報版



♡ Holo Holo ♡

## ハローワーク福井

ハローワーク福井のイメージキャラクターです！



☆ Fucchi ☆

【発行日：令和8年5月29日】

<次回発行予定日：令和8年6月30日>

### ○常用的フルタイムとは？

雇用契約が雇用期間の定めがない又は、4か月以上の雇用期間が定められているもので、事業所の1週間の所定労働時間を全て勤務するものをいいます。

### ○常用的パートタイムとは？

雇用契約が雇用期間の定めがない又は、4か月以上の雇用期間が定められているもので、事業所の1週間の所定労働時間が通常労働者に比べ短いものをいいます。

### ○有効求職者数とは？

前月から繰り越された求職者数と、当月の新規求職申込数の合計をいいます。

### ○有効求人数とは？

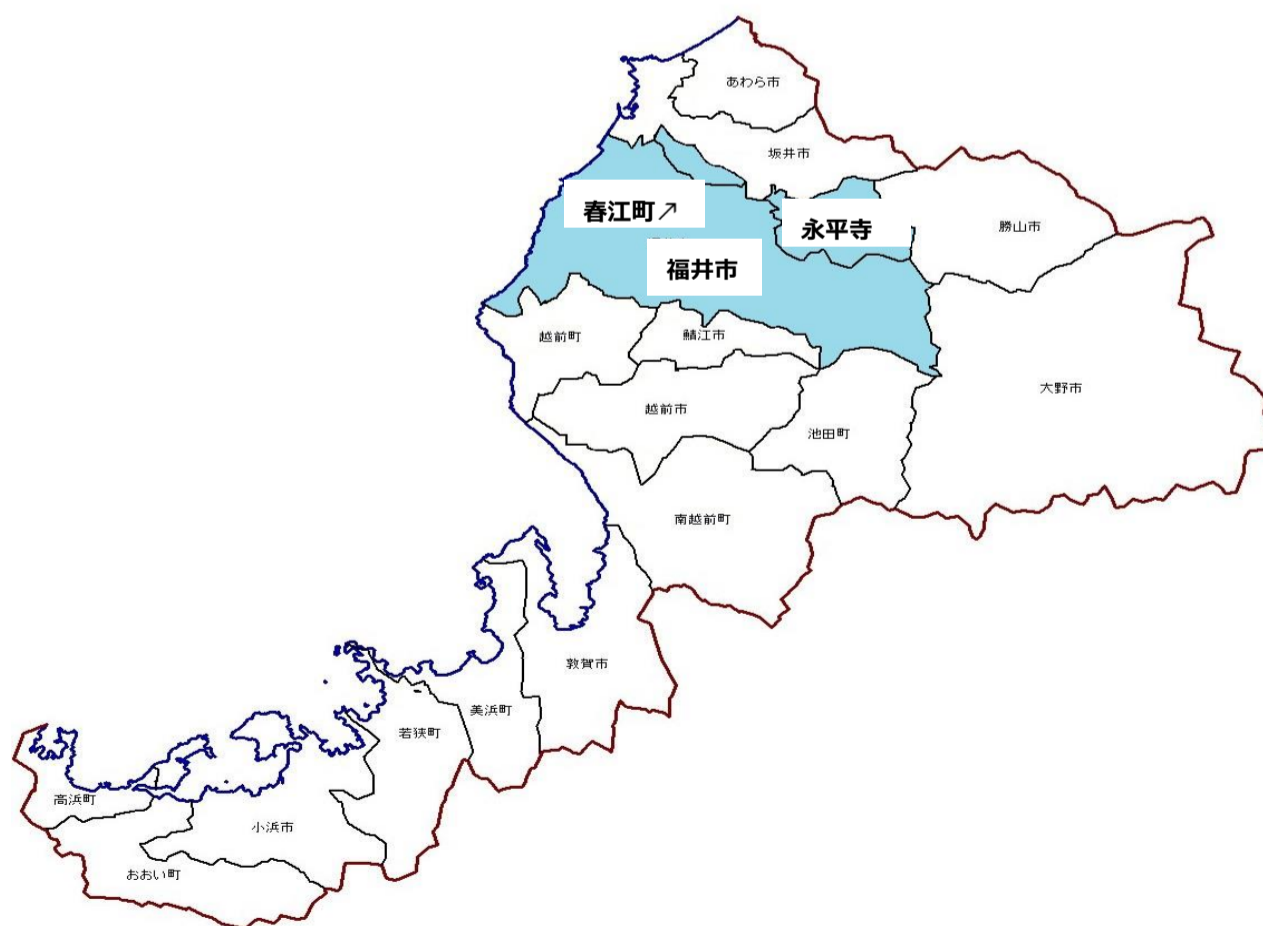
前月から繰り越された求人数と、当月の新規求人数の合計をいいます。

### ○求人倍率とは？

求人数／求職者数で、仕事を探している者1人に対して求人数が何人あるかを率にしたもので、求人倍率が1倍なら、仕事を探している者1人に対して求人数は1人ということになります。1倍より大きくなるほど求人数(仕事の数)が多く、働き手が足りなくなります。

### ○ハローワーク福井の管轄区域とは？

**管轄区域：福井市、吉田郡永平寺町、坂井市春江町**



# ハローワーク福井 雇用失業情勢

## (令和8年4月内容)

福井公共職業安定所  
福井市開発1丁目121-1  
TEL.(0776)52-8150

### 有効求人倍率の状況（新規学卒を除きパートを含む）

ハローワーク福井(原数値・受理地別)	有効求人倍率	1.45倍（前年同月より0.19ポイント低下）
福井県（季節調整値・就業地別）	有効求人倍率	1.73倍（前月より0.01ポイント低下）
福井県（季節調整値・受理地別）	有効求人倍率	1.57倍（前月と同水準）
全 国（季節調整値）	有効求人倍率	1.18倍（前月と同水準）

(注1)本雇用失業情勢においては、福井県(就業地別・受理地別)及び全国の数値は季節調整値である。  
以下表1～表4及びグラフの数値については、すべて原数値であるため、月別の数値には季節変動(1年周期で定期的に繰り返す変動)が含まれる。  
(注2)令和3年9月以降の新規求職者数及び有効求職者数には、ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した者(オンライン登録者)が含まれる。オンライン登録者がハローワークの利用を希望し、来所等した結果、「オンライン登録者」から「ハローワーク利用登録者」に変更となった場合、オンライン登録者には含まれず、ハローワーク利用登録者として計上される。

表-1 求人数、求職者数の状況（新規学卒を除きパートを含む）

項目	月別	R6年度	R7年度	令和8年1月		2月		3月		4月	
				前年同月	前年同月比	前年同月	前年同月比	前年同月	前年同月比	前年同月	前年同月比
新規求人数		35,943	34,386	3,189	3,373 ▲ 5.5	2,901	2,902 ▲ 0.0	2,767	2,754 0.5	2,725	3,161 ▲ 13.8
新規求職者数		13,286	13,613	1,239	1,236 0.2	1,151	981 17.3	1,310	1,265 3.6	1,613	1,536 5.0
うちハローワーク利用登録者		13,035	13,367	1,221	1,213 0.7	1,126	970 16.1	1,289	1,238 4.1	1,595	1,508 5.8
うちオンライン登録者		251	246	18	23 ▲ 21.7	25	11 127.3	21	27 ▲ 22.2	18	28 ▲ 35.7
新規求人倍率		2.71	2.53	2.57	2.73 ▲ 0.16	2.52	2.96 ▲ 0.44	2.11	2.18 ▲ 0.07	1.69	2.06 ▲ 0.37
有効求人数		104,605	98,521	8,192	8,506 ▲ 3.7	8,215	8,594 ▲ 4.4	8,286	8,618 ▲ 3.9	7,852	8,272 ▲ 5.1
有効求職者数		55,677	57,101	4,496	4,364 3.0	4,691	4,397 6.7	5,030	4,744 6.0	5,407	5,050 7.1
うちハローワーク利用登録者		54,844	56,315	4,445	4,299 3.4	4,628	4,340 6.6	4,961	4,677 6.1	5,341	4,981 7.2
うちオンライン登録者		833	786	51	65 ▲ 21.5	63	57 10.5	69	67 3.0	66	69 ▲ 4.3
有効求人倍率		1.88	1.73	1.82	1.95 ▲ 0.13	1.75	1.95 ▲ 0.20	1.65	1.82 ▲ 0.17	1.45	1.64 ▲ 0.19

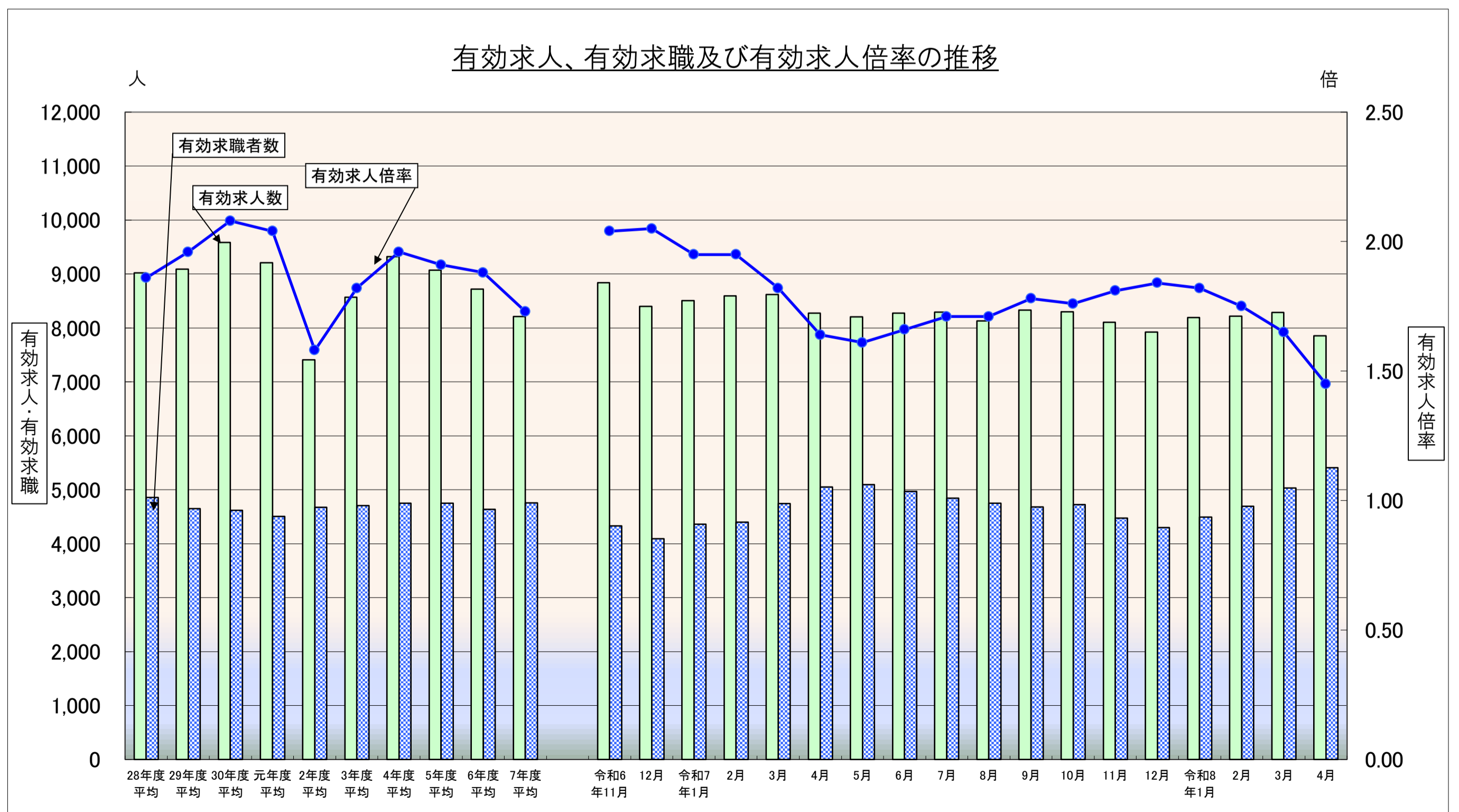


表-2 産業別新規求人数の状況(全数)(新規学卒を除きパートを含む)(受理地別)

(前年同月比:%)

産 業	年 月	R6年度		R7年度		令和8年1月		2月		3月		4月	
			前年比		前年比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比
農・林・漁・鉱業		141	15.6	76	▲ 46.1	11	▲ 60.7	5	▲ 58.3	0	▲ 100.0	15	650.0
建設業		3,783	0.6	3,934	4.0	291	▲ 11.8	234	▲ 14.6	426	43.0	271	▲ 25.1
製造業		3,693	▲ 7.1	3,672	▲ 0.6	383	14.7	251	▲ 2.0	270	▲ 21.1	339	▲ 5.3
食料品製造業		441	▲ 5.4	460	4.3	59	▲ 19.2	21	162.5	9	▲ 75.7	54	▲ 34.1
繊維工業(衣服・その他の繊維製品製造業を含む)		848	▲ 13.2	856	0.9	91	23.0	65	▲ 24.4	61	▲ 9.0	64	▲ 12.3
プラスチック製品製造業		175	20.7	147	▲ 16.0	21	10.5	16	128.6	12	▲ 14.3	13	18.2
金属製品製造業		394	▲ 15.6	472	19.8	40	▲ 4.8	14	▲ 50.0	43	34.4	41	▲ 24.1
はん用・生産用機械器具製造業		624	▲ 3.7	644	3.2	63	16.7	39	34.5	54	▲ 10.0	75	▲ 3.8
情報通信機械器具製造業		0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
電子部品・デバイス製造業		10	11.1	19	90.0	0	▲ 100.0	5	150.0	4	300.0	2	-
その他の製造業(眼鏡製造業を含む)		347	3.6	226	▲ 34.9	36	20.0	15	▲ 42.3	17	▲ 56.4	28	154.5
情報通信業		678	▲ 4.0	492	▲ 27.4	43	▲ 2.3	34	▲ 30.6	47	9.3	44	15.8
運輸業, 郵便業		2,183	▲ (5.1)	2,068	▲ 5.3	187	▲ 7.0	138	▲ 22.0	164	25.2	207	10.7
卸売業, 小売業		5,732	▲ (2.9)	5,491	▲ 4.2	474	▲ 18.7	407	▲ 2.9	435	14.8	469	▲ 24.0
宿泊業, 飲食サービス業		1,667	▲ 11.9	1,588	▲ 4.7	141	3.7	182	7.1	113	32.9	115	▲ 1.7
生活関連サービス業, 娯楽業		2,231	▲ 10.9	1,676	▲ 24.9	114	▲ 32.1	244	▲ 0.8	84	▲ 31.7	89	▲ 24.6
医療, 福祉		7,070	(0.1)	7,017	▲ 0.7	725	▲ 1.8	587	14.6	506	▲ 14.2	582	▲ 13.8
サービス業(他に分類されないもの)		4,313	▲ (12.3)	3,887	▲ 9.9	322	▲ 9.3	341	10.7	318	▲ 11.9	251	▲ 31.6
《職業紹介・労働者派遣業》		1,309	▲ 14.3	1,076	▲ 17.8	79	▲ 25.5	69	15.0	86	13.2	50	▲ 59.0
公務・その他		1,227	▲ 8.7	990	▲ 19.3	234	36.8	204	▲ 1.0	50	▲ 66.9	102	100.0
合 計		35,943	▲ 5.7	34,386	▲ 4.3	3,189	▲ 5.5	2,901	▲ 0.0	2,767	0.5	2,725	▲ 13.8

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。  
令和6年4月から令和7年3月の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について( )で示している。

表-3 求職理由別新規求職者の状況(常用)(新規学卒を除きパートを含む)(オンライン登録者を含む)

(前年同月比:%)

項目	在職者	離職者			無業者等	合計	
		定年	事業主都合	自己都合			その他
年月	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	
令和7年11月	313 ▲ 9.8	461 ▲ 5.1	21 31.3	85 ▲ 19.0	347 ▲ 2.5	8 63 6.8	837 ▲ 6.2
12月	338 0.0	483 12.6	11 ▲ 8.3	110 14.6	346 10.9	16 52 2.0	873 6.7
令和8年1月	473 2.6	667 ▲ 1.2	22 10.0	171 6.2	450 ▲ 5.7	24 70 ▲ 4.1	1,210 0.1
2月	491 22.4	582 11.3	21 0.0	112 1.8	437 18.4	12 71 36.5	1,144 17.2
3月	497 ▲ 4.6	714 12.6	18 ▲ 25.0	147 ▲ 1.3	529 20.8	20 93 ▲ 10.6	1,304 3.6
4月	415 4.0	1,089 6.9	65 ▲ 8.5	273 16.7	723 3.9	28 101 ▲ 8.2	1,605 5.0

\*無業者等には、離職後1年を超える者、求職理由不明の者を含む。

表-4 職業紹介、就職の状況(全数)(新規学卒を除きパートを含む)(オンライン登録者を除く)

(前年同月比:%P)

項目	月別	R6年度	R7年度	令和8年1月		2月		3月		4月	
				前年同月	前年同月比	前年同月	前年同月比	前年同月	前年同月比	前年同月	前年同月比
職業紹介件数		13,593	13,887	1116	1,108 0.7	1,366	1,197 14.1	1,416	1,371 3.3	1,331	1,229 8.3
うち雇用保険受給者		3,121	3,588	270	241 12	317	257 23.3	334	267 25.1	296	281 5.3
就職件数		4,869	4,924	312	324 ▲ 3.7	427	355 20.3	530	493 7.5	460	499 ▲ 7.8
うち雇用保険受給者		1,387	1,522	100	92 8.7	120	86 39.5	150	110 36.4	113	132 ▲ 14.4
就職率		37.4	36.8	25.6	26.7 ▲ 1.1	37.9	36.6 1.3	41.1	39.8 1.3	28.8	33.1 ▲ 4.3

\* 就職率は、就職件数(オンライン自主応募を含まない)/ハローワーク利用登録者にて算出した数値である。

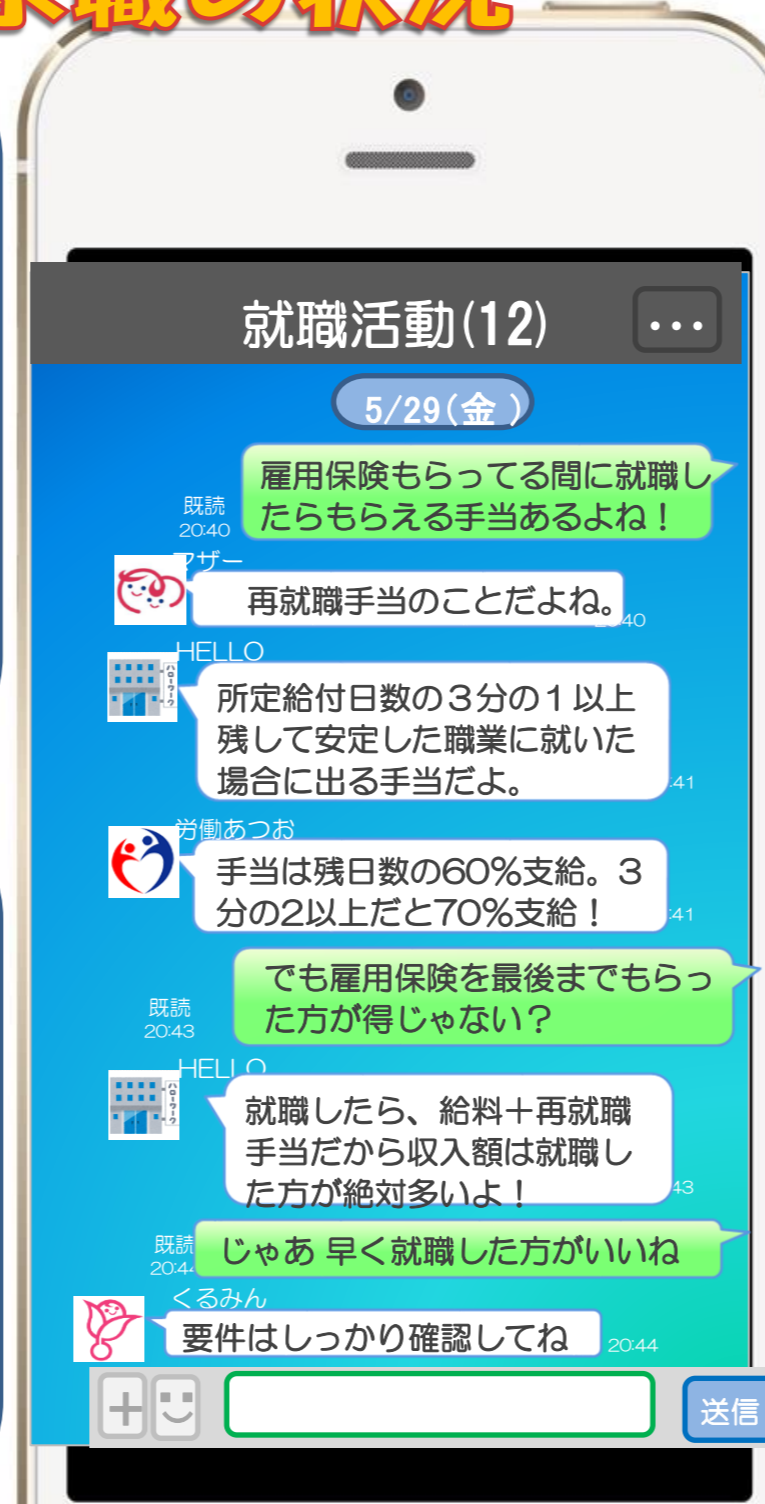
# 4月の職種別求人・求職の状況

## フルタイム編

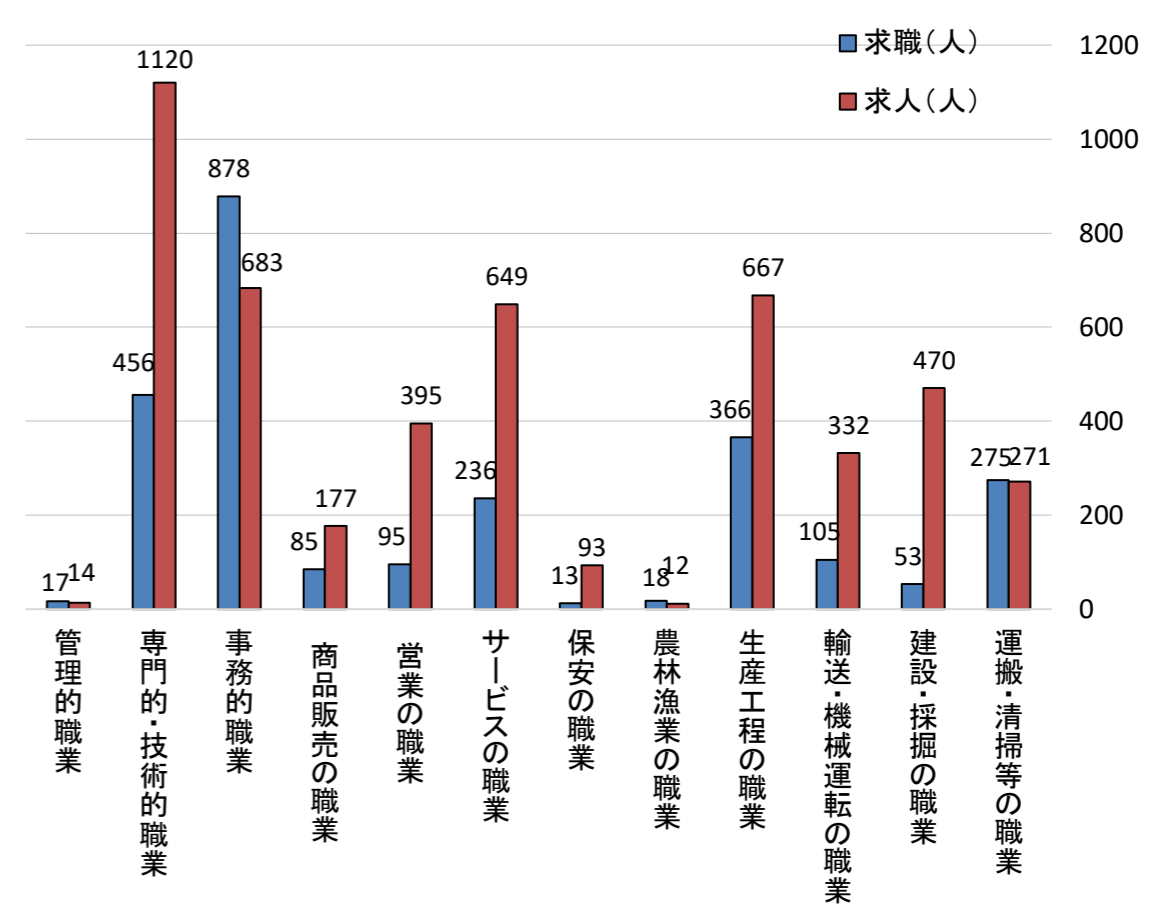
順位	職種	求人倍率	前回順位
1	建設・土木・電気工事	8.87倍	1位
2	定置・建設機械運転	8.17倍	4位
3	建築・土木技術者	7.50倍	2位
4	保安の職業	7.15倍	3位
5	接客サービス	4.50倍	5位
6	介護・保健医療サービス	3.19倍	12位
7	機械組立（眼鏡を含む）・検査・修理	3.16倍	8位
8	販売の職業	3.10倍	11位
9	自動車運転の職業	3.09倍	10位
10	社会福祉の職業	3.00倍	6位

## パートタイム編

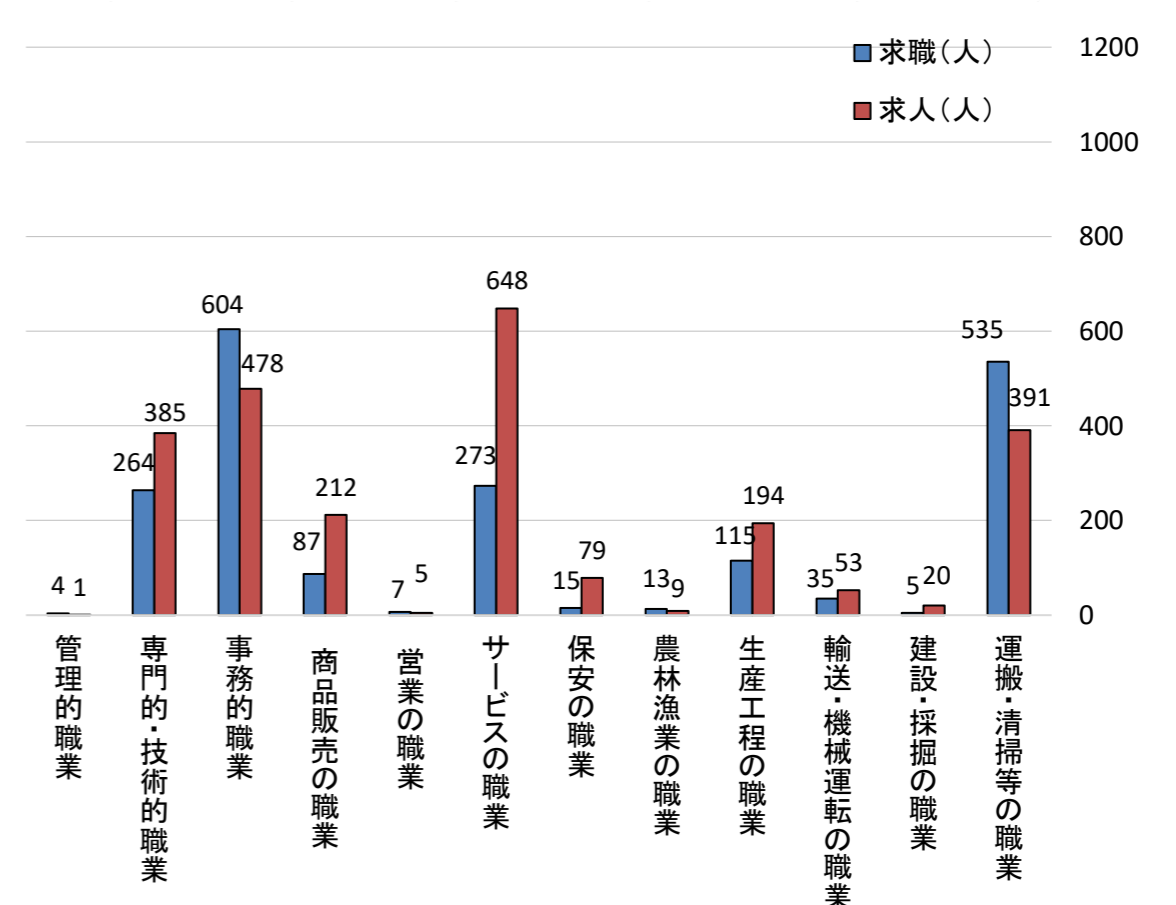
順位	職種	求人倍率	前回順位
1	保安の職業	5.27倍	1位
2	建設・土木・電気工事	4.00倍	2位
3	理容師・美容師	3.82倍	3位
4	介護・保健医療サービス	3.23倍	4位
5	販売の職業	2.41倍	5位
6	機械組立（眼鏡を含む）・検査・修理	2.28倍	11位
7	接客サービス	2.21倍	7位
8	製品製造（金属を除く）・加工・検査	2.13倍	10位
9	調理人	2.05倍	9位
10	建築・土木技術者	2.00倍	12位



フルタイム求人・求職バランスシート(令和8年4月)



パートタイム求人・求職バランスシート(令和8年4月)



【用語の説明】

ハローワーク福井管内の求人倍率は..... 1.45倍!

※1 有効求人数

該当月に人材を求めている企業からの募集人数

※2 有効求職者数

該当月に仕事を探している方の人数

※3 求人倍率

有効求人数 / 有効求職者数 = 求人倍率

求人倍率が1倍未満とは、従業員の募集(求人)より、仕事を探している人(求職)の方が多く状況を意味しています。たとえば「求人倍率が0.7」というのは、下図のような希望する全員に仕事がない状態の事を表します。逆にいうと、求人倍率が高い方が就職の可能性が高くなるといえそうです。



令和8年1月～令和8年3月 中途採用者採用時賃金情報(年齢別・産業別・職業別・規模別)

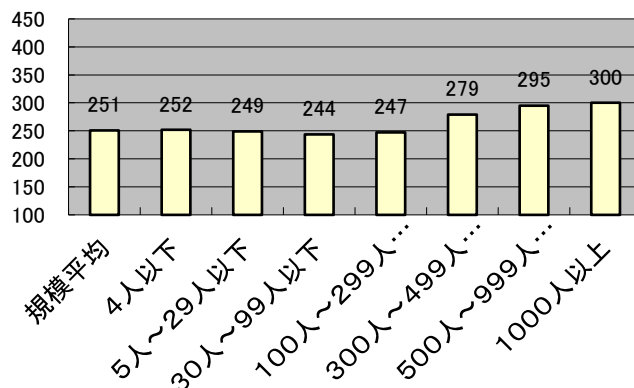
(単位:千円)

職種別 年齢・産業別	職 業 平 均	専 門 的 技 術 的	管 理 的	事 務 的	販 売	サ ー ビ ス	保 安	農 林 漁 業	運 輸 通 信	技 能 工 ・ 製 造 等
年 齢 平 均	251	260	410	240	265	237	254	214	246	249
19歳以下	192	-	-	179	-	190	-	-	218	187
20～24歳	225	231	255	209	231	217	-	203	194	240
25～29歳	245	254	287	234	273	233	200	-	215	243
30～34歳	259	270	-	249	275	266	250	-	282	241
35～39歳	254	257	286	226	290	244	295	181	241	268
40～44歳	265	270	388	262	252	268	220	-	273	253
45～49歳	258	260	421	240	265	250	270	300	265	247
50～54歳	267	298	490	235	236	234	245	-	267	292
55～59歳	272	267	439	293	324	236	256	-	235	278
60～64歳	243	233	619	217	285	206	280	-	240	217
65歳以上	220	253	400	264	164	196	230	-	178	248
産 業 平 均	251	260	410	240	265	237	254	214	246	249
農 林 ・ 漁 業	233	-	-	240	-	305	-	219	-	-
鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	273	296	421	236	262	307	250	-	268	275
製 造 業	246	239	456	271	294	-	-	-	227	209
電気・ガス・熱供給業	220	-	-	220	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信	304	306	-	382	285	231	-	-	-	-
運 輸 業	254	310	396	227	-	238	-	-	249	280
卸 売 ・ 小 売	250	298	433	224	253	247	-	-	231	223
金 融 ・ 保 険	236	-	-	226	237	256	-	-	-	-
不 動 産 業	274	300	253	273	258	269	-	-	350	252
学 術 研 究	264	267	350	252	-	302	-	-	174	-
飲 食 ・ 宿 泊	239	338	704	154	249	227	-	-	-	215
生 活 関 連 ・ 娯 楽	251	255	-	470	-	242	-	181	350	227
教 育 ・ 学 習	257	176	249	246	555	-	-	-	166	-
医 療 ・ 福 祉	236	252	319	216	-	221	-	-	195	245
複 合 サ ー ビ ス	225	253	-	209	-	286	-	-	-	250
サ ー ビ ス	245	218	-	236	279	254	254	-	244	262
公 務	252	226	-	-	-	-	-	-	-	260

(単位:千円)

		賃 金
事 業 所 規 模	規模平均	251
	4人以下	252
	5人～29人以下	249
	30人～99人以下	244
	100人～299人以下	247
	300人～499人以下	279
	500人～999人以下	295
	1000人以上	300

規模別中途採用時賃金状況



このデータは、令和8年1月～令和8年3月にハローワーク福井に提出された雇用保険被保険者資格取得データをもとに作成したものです。

中途採用者の賃金額については、基本給と毎月決まって支払われる手当を基礎として平均値を算出し、千円単位で表示してあります。

職種別求人・求職賃金情報（令和8年4月分）

単位：円

	一 般			パ ー ト		
	求人賃金		求職賃金	求人賃金		求職賃金
	上限金額	下限金額	希望金額	上限金額	下限金額	希望金額
管理的職業従事者	430,847	293,513	953,750	—	—	1,053
専門的・技術的職業従事者	321,849	231,458	232,537	1,564	1,309	1,332
製造技術者(開発)	362,917	233,417	264,000	1,300	1,100	—
製造技術者(開発を除く)	388,333	224,083	237,500	—	—	1,638
建築・土木・測量技術者	404,141	252,766	266,667	2,383	1,775	1,100
情報処理・通信技術者	367,069	212,248	251,818	—	—	2,000
その他の技術者	321,000	207,000	250,000	1,237	1,237	—
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	489,943	342,286	316,667	2,583	2,233	1,900
保健師、助産師、看護師	291,838	228,990	242,000	1,622	1,375	1,359
医療技術者	277,682	230,812	245,000	1,736	1,397	1,125
その他の保健医療従事者	224,945	202,684	192,500	1,060	1,060	1,084
社会福祉専門職業従事者	270,058	224,656	213,438	1,320	1,192	1,108
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	308,845	194,419	211,429	1,625	1,125	1,053
その他の専門的職業	291,136	225,167	206,000	1,889	1,218	1,784
事務従事者	264,499	205,933	208,182	1,256	1,158	1,128
一般事務従事者	262,279	205,639	201,702	1,255	1,170	1,131
会計事務従事者	272,453	204,388	252,727	1,329	1,150	1,084
生産関連事務従事者	282,646	207,348	247,143	1,192	1,095	1,071
営業・販売事務従事者	273,856	206,003	210,833	1,428	1,179	1,163
外勤事務従事者	200,000	200,000	—	—	—	—
運輸・郵便事務従事者	234,831	209,326	—	1,063	1,063	—
事務用機器操作員	240,000	230,000	175,000	1,135	1,080	1,128
販売従事者	333,638	229,455	234,318	1,180	1,105	1,089
商品販売従事者	310,167	220,403	205,789	1,180	1,105	1,075
販売類似職業従事者	265,000	195,000	250,000	—	—	—
営業職業従事者	348,231	235,270	256,250	—	—	1,143
サービス職業従事者	262,770	210,475	217,778	1,278	1,164	1,089
家庭生活支援サービス職業従事者	—	—	—	1,075	1,075	—
介護サービス職業従事者	248,193	198,880	228,421	1,374	1,230	1,085
保健医療サービス職業従事者	230,587	184,959	185,000	1,273	1,103	1,100
生活衛生サービス職業従事者	267,518	197,259	203,333	1,169	1,079	1,133
飲食物調理従事者	281,474	226,111	204,000	1,220	1,124	1,075
接客・給仕職業従事者	284,567	229,067	241,250	1,273	1,141	1,099
居住施設・ビル等管理人	—	—	225,000	—	—	1,107
その他のサービス職業従事者	271,047	224,189	224,000	1,171	1,121	1,077
保安職業従事者	253,978	220,066	250,000	1,055	1,053	1,053
農林漁業従事者	350,000	210,000	216,667	1,512	1,472	1,191
生産工程従事者	297,931	212,350	221,915	1,233	1,116	1,113
生産設備制御・監視従事者(金属製品)	250,000	180,000	250,000	—	—	—
生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	266,013	203,950	195,714	—	—	1,084
機械組立設備制御・監視従事者	—	—	245,000	—	—	—
製品製造・加工処理従事者(金属製品)	322,793	223,800	240,000	1,202	1,102	—
製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	267,041	204,365	213,143	1,204	1,108	1,067
機械組立従事者	306,091	211,782	227,500	1,203	1,115	1,053
機械整備・修理従事者	332,050	222,176	250,000	1,417	1,161	1,500
製品検査従事者(金属製品)	250,000	201,500	190,000	1,090	1,090	1,150
製品検査従事者(金属製品を除く)	204,072	184,211	210,000	1,157	1,073	1,053
機械検査従事者	—	—	—	—	—	—
生産関連・生産類似作業従事者	291,716	201,994	220,000	1,200	1,200	1,091
輸送・機械運転従事者	281,164	230,561	258,788	1,298	1,190	1,137
鉄道運転従事者	—	—	—	—	—	—
自動車運転従事者	277,608	231,823	258,966	1,307	1,185	1,088
船舶・航空機運転従事者	—	—	—	—	—	—
その他の輸送従事者	274,320	216,000	240,000	1,250	1,180	1,271
定置・建設機械運転従事者	325,000	232,000	275,000	1,300	1,262	1,261
建設・採掘従事者	355,814	234,425	295,789	1,700	1,332	1,095
建設躯体工事従事者	382,149	245,901	316,667	—	—	—
建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	345,070	231,733	250,000	1,767	1,153	1,053
電気工事従事者	351,850	228,990	268,000	1,600	1,600	1,100
土木作業従事者	364,911	239,178	314,444	—	—	1,053
採掘従事者	—	—	—	—	—	—
運搬・清掃・包装等従事者	248,136	207,543	199,286	1,177	1,131	1,092
運搬従事者	263,049	211,617	204,231	1,227	1,152	1,101
清掃従事者	229,790	206,931	217,143	1,150	1,112	1,087
包装従事者	—	—	150,000	1,152	1,083	1,083
その他の運搬・清掃・包装等従事者	194,200	182,749	191,905	1,188	1,161	1,092
分類不能の職業	—	—	236,729	—	—	1,119
職業計	298,380	220,492	231,220	1,304	1,179	1,137

令和8年4月の新規受理求人のデーターを基礎にしたものです。  
 求人賃金は求人票の上限・下限の平均値、求職賃金は希望月収の平均です。パートは時間給です。  
 ※ 職種については「日本標準職業分類」に基づき変更。

必ずチェック！  
使用者も、労働者も。

# 福井県の最低賃金



福井県最低賃金		
時間額 ( )は改定前	効力発生日	福井県内で働くすべての労働者と その使用者に適用されます。 ただし、下表の福井県内産業の基幹的労働者と その使用者については、該当する特定最低賃金 が適用されます。
<b>1,053</b> 円 (984円)	令和7年 10月8日	

福井県内の特定最低賃金			
特定最低賃金件名	時間額 ( )は特定最低賃金額	効力 発生日	特定最低賃金の適用除外業務 ※下記に掲げる業務に主として従事する者は 「福井県最低賃金」が適用されます
紡績業、化学繊維、 織物、染色整理業	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 <b>1,053</b> 円 (830円)が適用されます。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸繰り、糸巻き、糸継ぎ、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもどし、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業務</li> <li>●洗い、湯沸し又は下回りの業務</li> <li>●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）</li> </ul>
繊維機械、金属加工機械製造業	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 <b>1,053</b> 円 (933円)が適用されます。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取り付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務</li> <li>●洗い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務</li> <li>●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）</li> </ul>
電気機械器具製造業(略称)	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 <b>1,053</b> 円 (857円)が適用されます。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取り付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め又は箱詰め業務</li> <li>●洗い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務</li> <li>●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）</li> </ul>
百貨店、総合スーパー <small>衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のもの</small>	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 <b>1,053</b> 円 (840円)が適用されます。		●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
◆各特定最低賃金共通の適用除外 「福井県最低賃金」が適用されます	ア 18歳未満又は65歳以上の者 イ 雇入れ後6月未満で技能習得中のもの (技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性があり、担当者又は責任者が定められているなど、一定の要件を具備している者に限ります。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。) ウ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)		

※特定最低賃金の適用業種の詳細については、裏面を御参照ください。

- 【注】
- 最低賃金の対象となる賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、⑥時間外労働・休日労働に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。  
①～⑦を除いた時間額(時間単価)が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
  - 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
  - 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が福井労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

お問い合わせ

福井労働局労働基準部賃金室 TEL 0776(22)2691

福井労働基準監督署  
TEL0776(54)6167

敦賀労働基準監督署  
TEL0770(22)0745

武生労働基準監督署  
TEL0778(23)1440

大野労働基準監督署  
TEL0779(66)3838

## 特定最低賃金の適用業種一覧

特定最低賃金件名		日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）	
福井県 特定最低賃金	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	E1112	化学繊維製造業
		E1114	綿紡績業
		E1115	化学繊維紡績業
		E1116	毛紡績業
		E1119	その他の紡績業
		*E1111 製糸業、E1113 炭素繊維製造業、E1117 ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）及びE1118 かさ高加工糸製造業は除かれます。	
		E112	織物業（ただし、E1125 細幅織物業を除く）
		E114	染色整理業
	繊維機械、金属加工機械製造業	E263	繊維機械製造業 （ただし、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く）
		E266	金属加工機械製造業
	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	E281	電子デバイス製造業
		E282	電子部品製造業
		E283	記録メディア製造業
		E284	電子回路製造業
		E285	ユニット部品製造業
		E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
		E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
		E292	産業用電気機械器具製造業
		E296	電子応用装置製造業
		E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業
E302	映像・音響機械器具製造業		
百貨店、総合スーパー	I561	百貨店、総合スーパー <small>少なくとも、衣、食、住にわたる各種商品を小売していて、<b>販売額比率が各々10%以上70%未満</b>で従業者が<b>常時50人以上</b>の事業所（店舗）は該当します。</small>	

L7282

純粹持株会社

左記産業に係る管理、補助的経済活動を行う事業所

管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る

E110  
E260  
E280  
E290  
E300  
I560

使用者のみならず、使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金ならびに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。（最低賃金法第8条）

### 事業主の皆様へ 賃金の引上げを支援します。

#### 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！

**業務改善助成金**

検索

または

業務改善助成金コールセンターに確認 電話：0120-366-440（平日 9:00~17:00）

#### 無料相談

賃金引上げにお悩みの方は、ふくい働き方改革推進支援センターにご相談ください。

**ふくい働き方改革推進支援センター**

〒918-8004 福井市西木田2丁目8番1号

TEL:0120-14-4864（平日 9:00~17:00）



令和8年3月新規学卒者の初任給情報(速報版)

(単位は千円です)

職種別	産業別	産業別																		
		産業計	農林・漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス熱供給業	情報通信	運輸業	卸売・小売	金融・保険	不動産業	学術研究	飲食・宿泊	生活関連・娯楽	教育・学習	医療・福祉	複合サービス	サービス	公務
職種計	大学	250	234	-	238	241	-	283	218	257	262	253	248	-	219	221	235	220	225	-
	短大	211	-	-	210	202	-	247	-	211	-	200	210	222	205	190	201	200	201	-
	高校	204	239	-	206	208	185	-	193	199	-	-	185	212	204	179	196	195	221	-
技術的・専門的職業	大学	256	-	-	271	234	-	266	-	292	-	219	237	-	-	221	236	-	-	-
	短大	213	-	-	-	203	-	222	-	213	-	-	212	-	217	190	214	-	-	-
	高校	206	-	-	223	191	185	-	-	204	-	-	195	-	185	-	194	-	233	-
管理的職業	大学	258	-	-	220	233	-	307	-	294	-	-	234	-	-	-	-	-	-	-
	短大	170	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	170	-
	高校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務的職業	大学	253	-	-	222	254	-	296	218	224	273	-	266	-	-	-	234	220	227	-
	短大	209	-	-	190	208	-	288	-	199	-	-	217	-	204	-	187	200	211	-
	高校	194	-	-	207	198	-	-	189	190	-	-	-	-	-	179	-	195	192	-
販売の職業	大学	246	-	-	227	260	-	-	-	243	260	230	-	-	-	-	-	-	-	264
	短大	220	-	-	205	-	-	-	-	223	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-
	高校	214	-	-	-	244	-	-	-	198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービスの職業	大学	229	-	-	225	-	-	309	-	214	242	272	240	-	219	-	226	-	197	-
	短大	209	-	-	-	-	-	288	-	216	-	-	190	222	201	-	196	-	-	-
	高校	208	-	-	-	-	-	-	-	237	-	-	-	212	207	-	197	-	200	-
保安の職業	大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	短大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高校	224	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	224	-
農林漁業の職業	大学	243	234	-	-	-	-	-	-	260	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	短大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高校	239	239	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信の職業	大学	220	-	-	-	-	-	-	-	220	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	短大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高校	199	-	-	220	-	-	-	193	-	-	-	175	-	-	-	-	-	230	-
労働生産工程の職業	大学	231	-	-	228	234	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-
	短大	207	-	-	232	191	-	-	-	203	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-
	高校	204	-	-	201	206	-	-	-	203	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位は千円です)

規模別	産業別	産業別																		
		産業計	農林・漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス熱供給業	情報通信	運輸業	卸売・小売	金融・保険	不動産業	学術研究	飲食・宿泊	生活関連・娯楽	教育・学習	医療・福祉	複合サービス	サービス	公務
規模計	大学	250	234	-	238	241	-	283	218	257	262	253	248	-	219	221	235	220	225	-
	短大	211	-	-	210	202	-	247	-	211	-	200	210	222	205	190	201	200	201	-
	高校	204	239	-	206	208	185	-	193	199	-	-	185	212	204	179	196	195	221	-
4人以下	大学	229	-	-	-	-	-	-	-	-	257	-	-	-	200	-	-	-	-	-
	短大	175	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	210	141	180	-	-	-	170	-
	高校	180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	180	-	-	-	-	-	-
29人以上	大学	219	234	-	220	204	-	-	-	216	-	-	236	-	210	195	220	-	197	-
	短大	202	-	-	234	184	-	-	-	221	-	200	190	203	203	190	194	-	-	-
	高校	204	239	-	204	195	-	-	-	210	-	-	175	195	194	179	-	219	235	-
30人以上	大学	233	-	-	230	236	-	232	-	215	263	261	240	-	218	238	221	-	234	-
	短大	205	-	-	204	220	-	232	-	206	-	-	212	190	214	-	197	-	200	-
	高校	203	-	-	203	199	185	-	189	192	-	-	-	230	-	-	203	-	228	-
100人以上	大学	248	-	-	268	228	-	277	211	244	-	219	254	-	-	-	229	236	225	-
	短大	223	-	-	-	198	-	229	-	215	-	-	215	255	-	-	241	-	217	-
	高校	203	-	-	222	200	-	-	189	199	-	-	195	228	230	-	196	-	207	-
300人以上	大学	273	-	-	-	270	-	296	234	209	-	-	-	-	226	-	238	-	-	-
	短大	242	-	-	-	-	-	288	-	-	-	-	-	-	210	-	190	-	-	-
	高校	211	-	-	-	227	-	-	197	182	-	-	-	-	-	-	179	-	-	-
500人以上	大学	278	-	-	-	278	-	-	-	317	-	-	-	-	-	-	244	-	-	-
	短大	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-
	高校	223	-	-	-	227	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1000人以上	大学	219	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	219	-	-
	短大	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-
	高校	192	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	192	-	-

◎この情報は令和8年3月から4月に提出された雇用保険被保険者資格取得データにより作成。  
又、賃金額は平均値であり、- は基礎となるデータがないため不明。